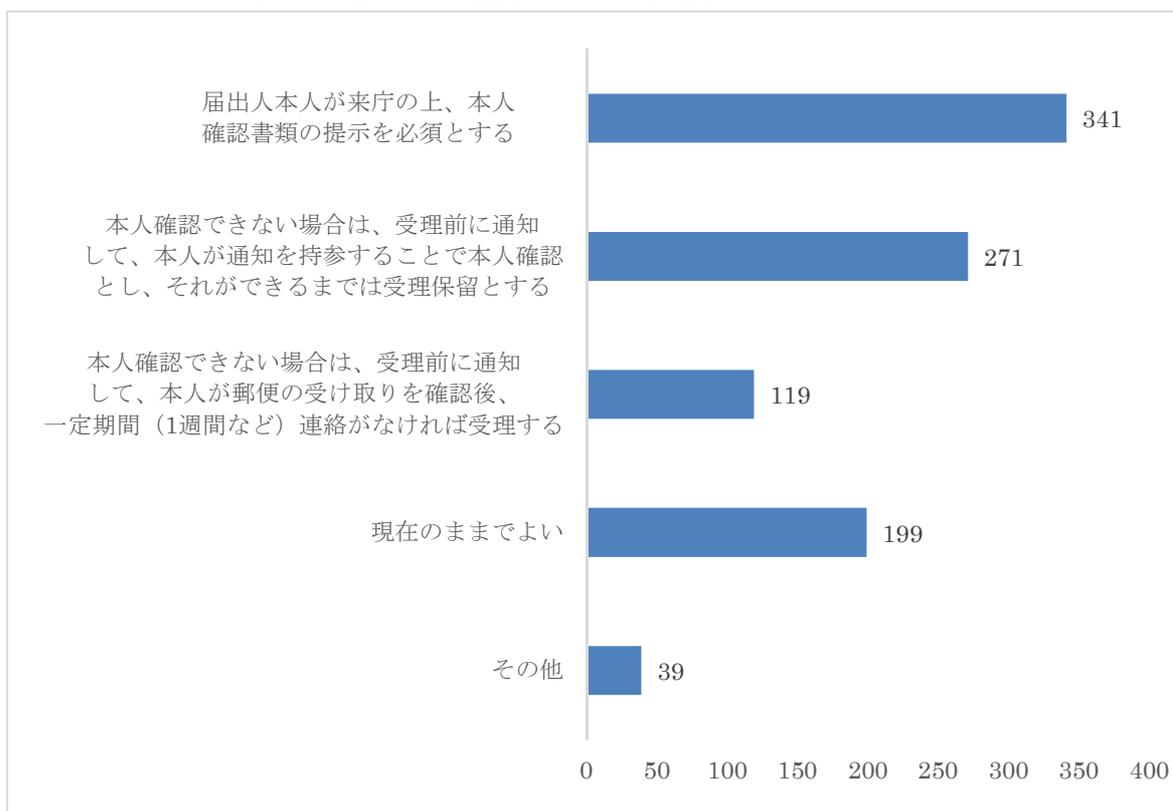


令和4年度 電子アンケート設問

戸籍制度について（回答数858）

◆設問1

戸籍の届出（婚姻届や離婚届など）は、現在の法制度上、本人からの届出であることが確認できなくても（郵送や、本人以外の提出等）区は受理でき、本人確認ができなかった対象者には受理後に通知が郵送で届きます。届出の際の本人確認等について、どのようにすることが望ましいと考えますか。



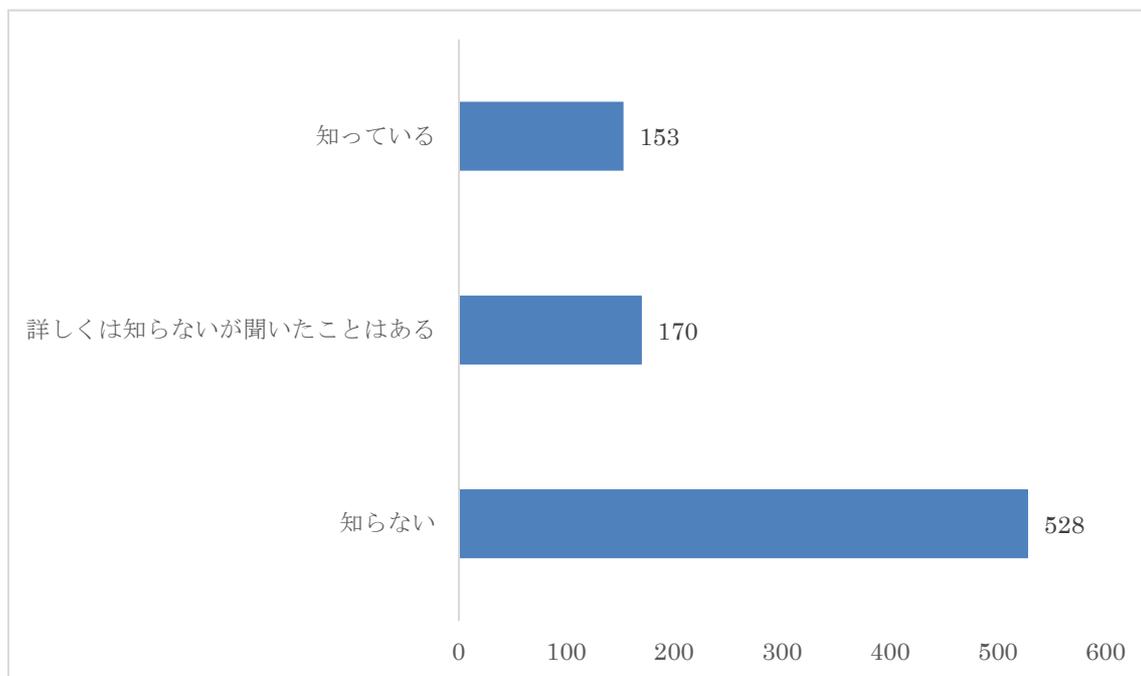
届出の際の本人確認等について、どのようにすることが望ましいと考えるか聞いたところ、「届出人本人が来庁の上、本人確認書類の提示を必須とする」341人、「本人確認できない場合は、受理前に通知して、本人が通知を持参することで本人確認とし、それができるまでは受理保留とする」271人、「現在のままでよい」199人という結果になりました。

「その他」意見（抜粋）

- ・受理後に通知を郵送、その後一定期間は取り消しの届出を可能とする
- ・オンラインで申請および本人確認できるようにしてほしい
- ・受理前に通知し、通知に暗号を記載し、その暗号と身分証明証の写しを添付し返送。届くまで受理は保留とする
- ・DVなどのトラブルによる離婚などは、例外を設ける等配慮が必要
- ・本人以外が提出するときは委任状を持参とし、申請後に本人確認して受理する
- ・本人確認できない場合は、無効を徹底
- ・本人確認に郵便を介さない方がよい
- ・高齢者や施設入居者等、来庁が不可能な場合、どのように解決するのか考えないといけない

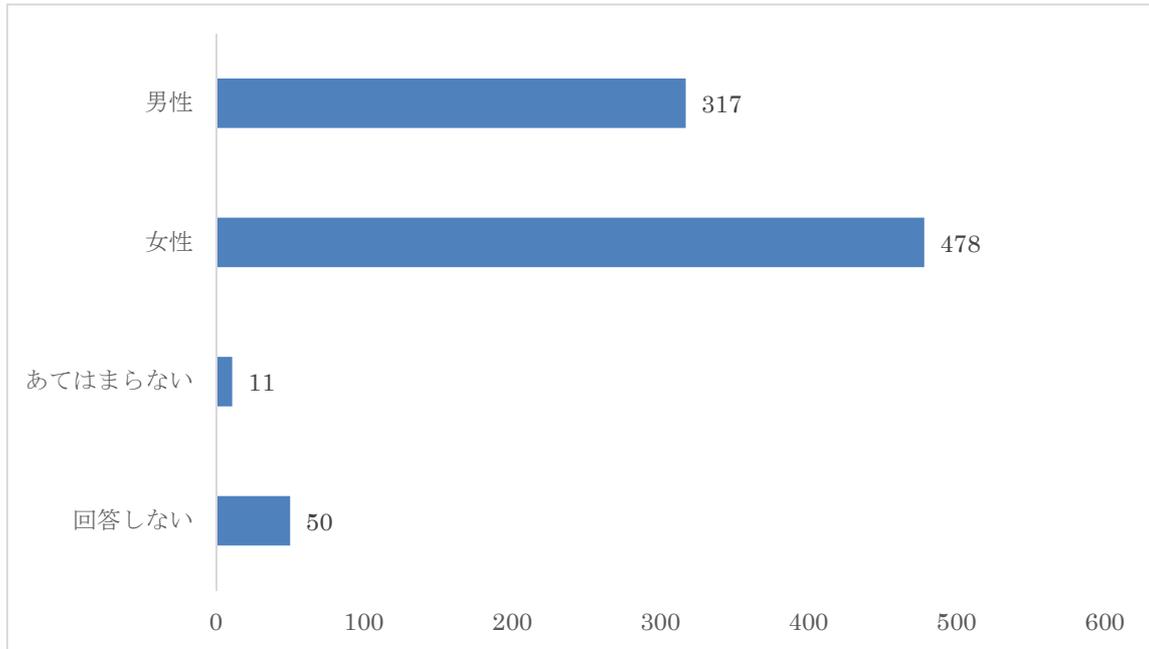
◆設問2

戸籍届出の押印が令和3年9月に廃止されました。その事を知っていますか。

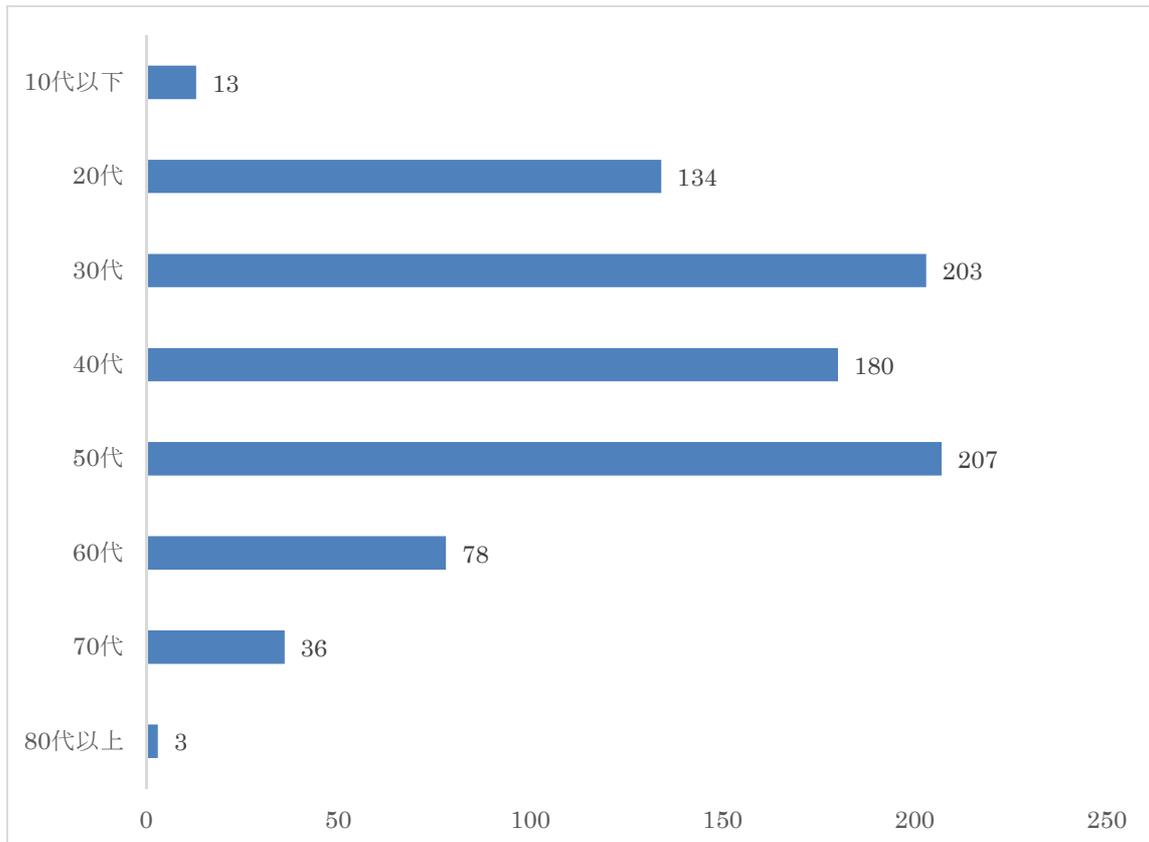


戸籍届出の押印が令和3年9月に廃止された事を知っているか聞いたところ、「知っている」153人、「詳しくは知らないが聞いたことはある」170人、「知らない」528人という結果になりました。

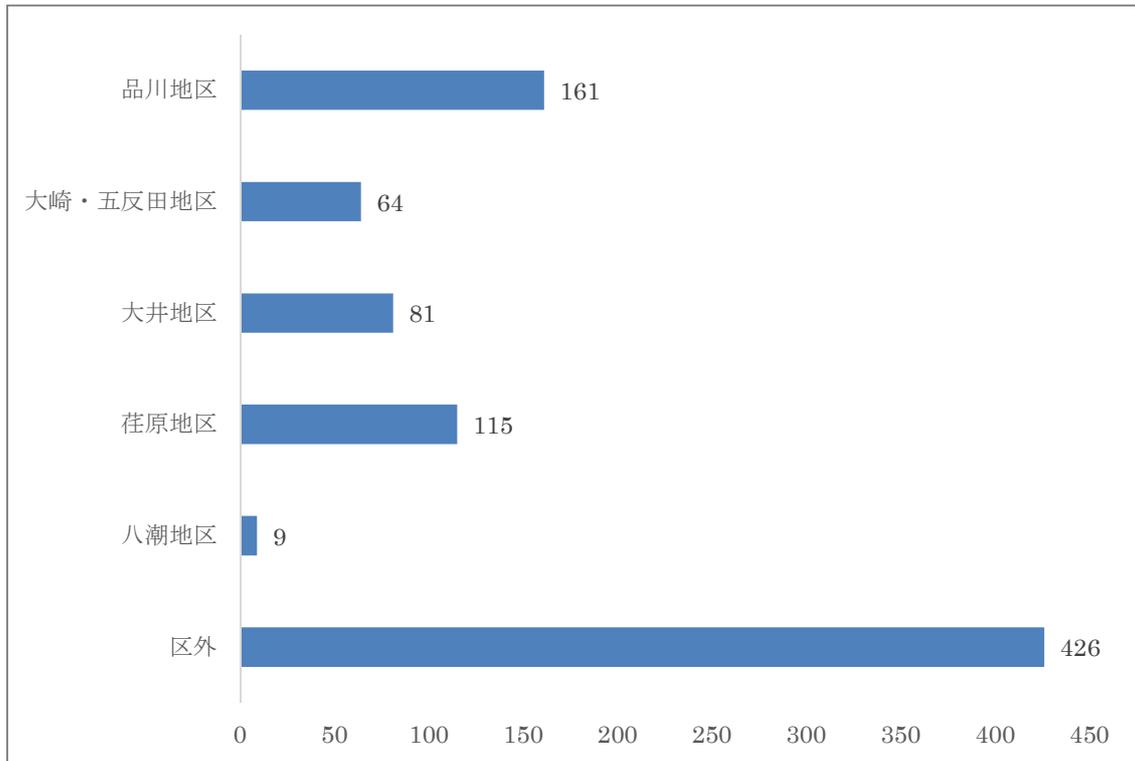
◆ F 1 回答者の性別



◆ F 2 回答者の年齢



◆ F 3 回答者の居住地



～ご協力ありがとうございました～